

屋外広告物許可基準(数値関係)

一般地域、歴史遺産型、木屋町特別

【京都市】

屋外広告物の種類	基準の項目	屋外広告物規制区域(一般地域、歴史遺産型)の種類									木屋町特別 規制地区		
		歴史遺産型 第1種地域	第1種地域	歴史遺産型 第2種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域	第7種地域			
建築物等 定着型 屋外 広告物 等	全種類	最上部の高さ(地盤面から屋外広告物又は掲出 物件の最上部までの高さ)※1	4m	4m	6m	6m	10m	10m	15m	15m	20m	10m	
		1立面に表示する屋外広告物等の総面積※2	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	10㎡	20㎡	—	—	—	—	
		表示率(壁面の面積に対する屋外広告物等の総 面積の割合)※3	10/100	10/100	10/100	15/100	15/100	20/100	20/100	25/100	25/100	20/100	
	屋上屋外広告物等	設置を認めない。											
	ひさし看板等	定着する屋根、軒又はひさしの高さに対する高さ割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	30/100	20/100	
独立型 屋外 広告物 等	突出型屋外広告物等	出幅	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	
		[高さが4m以下のもの]	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	
	幕	1個当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	5㎡	10㎡	15㎡	15㎡	20㎡	10㎡	
		1個当たりの面積	設置を認めない。									3㎡	
	可変表示式屋外広告物	他の可変表示 式屋外広告物 との距離	設置を認めない。									10m	
上記で定めがないもの	1個当たりの面積	3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	10㎡	15㎡	20㎡	30㎡	50㎡	15㎡		
独立型 屋外 広告物 等	全種類	区内で表示する屋外広告物等の総面積※4	3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	10㎡	
		最上部の高さ	3m	3m	3m	3m	3m	3m	4m	6m	6m	3m	
	広告塔及び多本支柱型	表示面の縦の長さ	3m	3m	3m	3m	3m	3m	4m	5m	5m	3m	
		表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	8㎡	5㎡	
	一本支柱型	最上部の高さ	4m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	10m	6m	
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	2m	1.5m	
		屋外広告物の最上部の高さに対する最下部の高 さの割合※5	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	
	広告スタンド	表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	6㎡	5㎡	
		最上部の高さ	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	
	アーチ型	表示面1面当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	
		最上部の高さ	4m	4m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	
	可変表示式 屋外 広告物	広告スタン ドでないもの	表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	6㎡	4㎡
			最上部の高さ	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m
		広告スタンド	他の可変表示 式屋外広告物 との距離	設置を認めない。									1㎡
			面積が2㎡以下のもの	設置を認めない。									10m
面積が2㎡を超えるもの			設置を認めない。									300m	
立て看板・のぼり	表示面1面当たりの面積	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m		
	他の可変表示式屋外広告物との距離	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m		
のぼり	最上部の高さ	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m		
	表示面1面当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡		
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観形成地区に おいては、設置を認めない。)	区内におけるのぼりの総面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	8㎡	4㎡		
	区内における他ののぼりとの距離	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	5m	5m	10m		
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観形成地区に おいては、設置を認めない。)	網の長さ	設置を認めない。									50m		
	気球の長径	設置を認めない。									4.5m		
	1個当たりの面積	設置を認めない。									10㎡		
	区内の数	設置を認めない。									2個		

※1 当該高さ制限に加え、次の各基準にも適合するものであること。①建築物の高さの2/3以下(当該高さが10mより低いときは10m)であること。②定着する建築物等の最上部の高さ(建築物にあっては軒の高さ)を超えないこと。ただし、一定の基準に適合するひさし看板等についてはこの限りでない。③高度地区による建築物等の高さの最高限度及び眺望景観創生条例に規定する眺望景観保全区域において定められた建築物等の最高部の標高を超えないこと。ただし、文字、記号等のみを記載する自家用屋外広告物で一定の基準に適合す

※2 総面積には、建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も含める。

※3 表示率は、10m以下と10m超の部分に分けて、それぞれで算定する(アーケードが設置されている場所については、更にアーケードの上下で分ける。)。10m超の部分は、表の表示率の数字から5%を減じた率とする。また、建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も、表示率の算定の対象とする。

※4 敷地面積が特に広い場合については、一定の管理用屋外広告物について、面積制限の緩和を行う。

※5 最上部の高さが広告塔及び多本支柱における制限以下、かつ、表示面の縦の長さが広告塔及び多本支柱における制限以内であるものは、この限りでない。

★特別規制地区等の許可基準一覧は、右記URLをご参照ください。 URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000101621.html>